

備一第141号
地第227号
平成29年3月7日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察国際テロ対策室の設置及び運用に関する要綱の制定について
(通達)

平成27年3月に、チュニジア・チュニスに所在する博物館において武装グループが観光客を人質に立てこもる事件が発生し、また、平成28年7月には、バングラデシュ・ダッカに所在するレストランが武装グループによって襲撃される事件が発生したが、いずれの事件でも邦人が死傷するなど、世界各地で邦人が被害に遭うテロ事件が発生している。

一方、ISIL（いわゆる「イスラム国」）等のテロ組織は、我が国や邦人をテロの標的として繰り返し名指しし、実際に邦人を標的とした事件を引き起こしており、さらに、ISIL等を支持する者の活動が広がりを見せる中で、各国でローン・ウルフ型テロが発生していることなども考慮すれば、国内におけるテロの脅威が従来以上に現実のものとなっている。

厳しさを増す国際テロ情勢に鑑み、また、平成31年のラグビーワールドカップ大会、平成32年の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の我が国における開催を見据え、テロの未然防止及びテロへの対処体制の一層の強化を図り、今後予定されている各種警備の万全を期すため、別添のとおり「岐阜県警察国際テロ対策室の設置及び運用に関する要綱」を制定し、平成29年4月1日から運用することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、「岐阜県警察国際テロリズム対策室の設置に関する要綱」（平成19年3月22日付け備一第274号）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別添

岐阜県警察国際テロ対策室の設置及び運用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、岐阜県警察国際テロ対策室（以下「国テロ対策室」という。）の設置について必要な事項を定め、国際テロ対策を一層強化し、その未然防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 設置

- 1 警察本部に国テロ対策室を設置する。
- 2 国テロ対策室は、室長、副室長及び室員をもって構成し、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 国テロ対策室の運営に必要な事務は、警備部警備第一課において行う。

第3 任務

- 1 国際テロに関する警備情報の収集、整理、分析及び組織内における情報の共有に関すること。
- 2 国際テロ対策に関する指導及び教養に関すること。
- 3 官民一体となったテロ対策の推進に関すること。

附 則（平成29年3月7日付け備一第141号ほか）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月12日付け備一第709号ほか）

この要綱は、平成30年9月13日から施行する。